《出産したら》

お子さんが誕生されるとさっそく次のような届出が 必要になります。忘れずに届出を済ませましょう。



◆出生届

<窓口番号②>

赤ちゃんが生まれたら 14 日以内に「出生届」を提出しましょう。届出の提出は、時間外や休日・夜間も受付けしています。ただし、関連する証明や届出等もあるため、できるだけ窓口の開いている時間に来庁されるようお願いします。

【出生届の提出方法】

- ①出生届の用紙は出産した病院で用意されており、退院時までに用紙の右側にある 出生証明書に必要事項が記入されて病院から渡されます。
- ②名前を決め、出生届に必要事項を記入し、市役所の窓口に提出しましょう。

【出生届が提出できるところ】

親の住所地・本籍地又は子どもの生まれた所のいずれでも提出できます。

【持っていくもの】

• 出生届(出生証明が記載されたもの) • 母子健康手帳 • 印鑑

◎担当:下田市役所市民保健課市民係 電話(22)2215



<いよいよ!>

いよいよ子育てのスタートライン!いきなり "お母さん" と言われても、期待と不安が入り混じった不思議な気持ちですよね。私も最初は「私がしっかりしなくちゃ」と張り切ったけれど、なかなか思うようには・・・。いろいろな人の話を聞いて、少しずつ自信がついたかな。 "お母さん" も、子どもと一緒に一歩ずつ育っていくんですよね。

◆健康保険加入の手続き

<窓口番号③>

出生届の提出の次は、お子さんの健康保険加入手続きをしましょう。 国民健康保険に加入する場合は、市民保健課国保年金係窓口へお越しください。 社会保険等の扶養に入る場合は、お勤めの会社へ連絡してください。

◎窓□:国民健康保険は「下田市役所市民保健課国保年金係」電話(22)3922※国民健康保険以外の場合は、それぞれ勤務先の健康保険の窓□へ

◆出産育児一時金(健康保険)

<窓口番号③>

お子さんが生まれると、加入されている健康保険から出産育児一時金が支給されます。 病院から請求される出産費用については、原則 42 万円の範囲内で保険から病院に直接 支払われるので、出産時に多額のお金を用意する必要はなくなりました。

【支給金額】 一人につき 42 万円(産科医療補償制度等加入の医療機関の場合)

【申請方法】 原則、申請の必要はありません。ただし、42 万円を下回った場合は申請するとその差額を受け取ることができます。



例) 出産費用が 42 万円を超えた場合

出産費用 _ 出産育児一時金 = 病院で支払う金額 (45万円) (42万円) (3万円)

◎窓□:国民健康保険は「下田市役所市民保健課国保年金係」電話(22)3922※国民健康保険以外の場合は、それぞれ勤務先の健康保険の窓□へ

◆低出生体重児の届出、未熟児への医療の給付

<窓口番号⑤>

出生体重が 2,500g 未満の低体重児については、出生後、市役所に届け出ることが法律 で義務づけられていますので、母子手帳別冊に入っている出生通知書を忘れずに提出してください。出生体重が 2,000g 未満の場合やその他の異常がある場合、自宅訪問などの支援が受けられます。また入院が必要な場合、医療給付が受けられる場合がありますので市に連絡しましょう。詳しいことは下記へお問い合わせください。

◎担当:下田市役所市民保健課健康づくり係 電話(22)2217

◆児童手当 | <窓口番号⑥>

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育し、生計を同じにしている方には、児童手当が支給されます。

【支給金額】

区分	基準	金額		
0~3歳未満	一律	15,000円		
3歳~小学生	第1子、第2子	10,000円		
	第3子以降	15,000円		
中学生	一律	10,000円		

なお、支給にあたっては所得制限があり、受給者の所得が所得基準を超過した世帯については、支給対象の子ども 1 人につき一律 5,000 円の支給となります。

【所得基準】

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3 人	4 人	5 人
所 得 額	622 万円	660 万円	698 万円	736 万円	774 万円	812 万円

【手続きについて】

出生や転入から 15 日以内に申請をしてください。手続きが遅れると遡っての支給はできませんのでご注意ください。(※公務員の方は勤務先で申請をしてください。)

<必要なもの>

- 請求者(父または母のうち、所得の高い方)名義の口座情報がわかるもの
- ・請求者と配偶者のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カード等)

*その他必要に応じて提出していただく書類があります。

【支給月】

年3回(6月期、10月期、2月期)支給します。

◎担当:下田市役所福祉事務所社会福祉係 電話(22)2216

◆子ども医療費助成制度

<窓口番号⑥>

お子さんが病気や怪我等により医療機関で受診した場合の医療費を助成します。ご利用いただくためには、事前に申請し、「子ども医療費受給者証」を取得することが必要です。

【助成対象】

下田市に住所があり、健康保険に加入している高校3年生相当までの子ども(18歳到達後最初の3月31日まで)

※対象外となる方:健康保険に未加入の方、生活保護受給世帯の方



【自己負担額】

入院/通院:自己負担なし(無料)

※保険診療の一部負担金額と入院時食事療養標準負担額を市が負担します。

【申請に必要なもの】

- 臼鐴
- ・子どもの健康保険証
 - ※出生等で子どもの保険証が手元にない場合は、子どもが扶養に入る予定の 保険証をお持ちください。

【受診方法】

受給者証を保険証と一緒に医療機関の窓口に提出してください

※原則として受診できるのは静岡県内の医療機関です。

県外で受診された場合は福祉事務所で償還払い(医療費の払い戻し)の申請が できます。

◎担当:下田市役所福祉事務所社会福祉係 電話(22)2216

《先輩ママのちょっと一言》

今はたくさんの育児書が本屋さんにあふれています。みなさんも一生懸命勉強していると思います。でも、子どもの成長は必ずしもマニュアルどおりにはいきません。 行き詰ったら本を閉じて外に出てみましょう。近所には、経験豊富な子育ての先輩がたくさんいます。きっと話を聞いてくれて、悩みも解決しますよ。